

二つの給付金を支給します



本年度も「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請しないと支給されませんので忘れずに申請してください。

●臨時福祉給付金

〔申請は8月3日から〕

▽支給の対象となる方

- 基準日(平成27年1月1日)時点で次の条件を満たしている方
- ①本市の住民基本台帳に登録されている方
- ②平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない方

- ※ただし次の場合は対象外
- 市民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合
- 生活保護制度の被保護者になっている場合

市民税が課税されない所得水準の目安

○給与所得者		非課税限度額 〔給与収入ベース〕
区分		
単身		93万円
1人扶養		137.8万円
2人扶養		約168万円
3人扶養		約209万円

○公的年金などの受給者		非課税限度額 〔年金収入ベース〕
区分		
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
1人扶養	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	約147万円

▽支給金額

対象者1人につき6千円
※昨年度の給付では、基礎年金受給者などへの加算措置(5千円上乗せ)がありました。本年度はありません

子育て世帯臨時特例給付金

〔申請受け付けは6月19日(金)から〕

子育て世帯の家計を支援します

子ども1人につき
3,000円

臨時福祉給付金

〔申請受け付けは8月3日(月)から〕

所得の低い方の家計を支援します

1人につき
6,000円

対象者

対象者

中学生以下の子どもがいる
子育て世帯

※一定の所得を超える方は除く

市民税(均等割)が課税されていない方

※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く

両方とも
受け取れます

●申請書の送付時期、受付期間など

区分	子育て世帯臨時特例給付金	臨時福祉給付金
申請書の送付時期	6月中旬 ※支給対象となる公務員の方へは送付しません。職場から交付される証明書などをお持ちの上、申請してください	7月下旬
申請する人	支給対象者本人またはその家族	支給対象者本人またはその扶養者
申請受付期間	6月19日(金)～12月21日(月)	8月3日(月)～12月21日(月)
申請受付会場・時間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月19日(金)～30日(火) ○まなび学園〔午前9時～午後5時、土・日曜日受付け〕 ○各総合支所給付金窓口〔午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日は除く〕 ▶ 7月1日(水)～12月21日(月) ○本庁臨時福祉給付金室 ○各総合支所市民サービス課〔どちらも午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日・祝日は除く〕 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月3日(月)～31日(月) ○まなび学園〔午前9時～午後5時、土・日曜日は除く〕 ○各総合支所給付金窓口〔午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日は除く〕 ▶ 9月1日(火)～12月21日(月) ○本庁臨時福祉給付金室 ○各総合支所市民サービス課〔どちらも午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日・祝日は除く〕
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①支給申請書 ※公務員の方は、職場から交付される証明書を添付 ②運転免許証など、申請者(代理人)本人を確認する書類の写し ③給付金の振り込みを受けたい金融機関の通帳の写し(口座番号、カナ氏名が確認できるページ) ※口座をお持ちでない方は、後日、窓口での現金受領も可能 	

※二つの給付金どちらの要件にも該当する方は、それぞれ申請が必要です



二つの給付金を装った“振り込め詐欺”などにご注意ください

自宅や職場などに、市役所や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線259)や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

給付金の申請方法

二つの給付金の対象と思われる方に申請書を送付します。申請方法には、郵送による方法と受付窓口での方法の二つがあります。申請書の送付時期や申請受付期間などは右表のとおりです。申請方法について、詳しくは申

給付金の支給方法

申請書に同封する「お知らせ」や市ホームページをご覧ください。二つの給付金は、10月以降に、口座振り込みにより支給します。口座をお持ちでない方は、後日、窓口で現金を受け取ることもでき

【問い合わせ】

本庁地域福祉課臨時福祉給付金室(☎24・2111内線425、428)

給付金の概要

昨年4月に消費税率が8%に引き上げられました。二つの給付金は、その負担を緩和するため、所得の低い方と子育て世帯に、昨年度に引き続き支給するものです。昨年度は、どちらか一つしか受け取ることができませんでしたが、本年度は、要件に該当する場合は、両方とも受け取ることができます。※それぞれ申請が必要です

給付金の対象要件

- 子育て世帯臨時特例給付金〔申請は6月19日から〕
- ▽支給の対象となる方
- 基準日(平成27年5月31日)時点で平成27年6月分の児童手当の受給資格がある方
- ※特例給付を受けている方を除く
- ▽支給金額
- 対象児童1人につき3千円
- ▽支給金額算定の対象児童
- 平成27年6月分の児童手当の対象児童(平成12年4月2日～平成27年5月31日生まれの児童)
- ※生活保護制度の被保護者の児童を含む